

## 労基則第26条の条文を捏造する JR東海会社は鉄面皮なペテン師だ!!

＜第8回口頭弁論開かれる＞

2月27日、大阪地方裁判所において空白裁判（原告下茂、西、前田）の第8回の口頭弁論が開かれました。

原告3名は、2月20日付で提出した準備書面（9）で会社の労基則第26条の「予備の勤務に就くもの」（予備勤務者）に対する主張は捏造であると弁論しました。

## 労基則第26条（予備勤務者について） は以下のとおりだ!!

**「予備の勤務に就くもの」とは、列車、気動車又は電車の乗務員のうち交番表によって正規の業務に就く者以外の者で、いわゆる出勤予備又は自宅予備として一定期間待機の状態にあって、乗務員の不時の欠勤、臨時列車の運転等に際して随時乗務する者をいう。**

## 乗務員のみなさん!!

この条文を見て**空白勤務指定**と同じだと思いませんか？

**運転士・車掌は毎月100日以上も「空白勤務指定」されていますが、上記の条文とおりに運用されていますか？  
労基則第26条（予備勤務者）との違いは明らかです。**

次回期日 4月26日（水曜）

14時50分～大阪地方裁判所809号法廷